# 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、後期 高齢者医療制度(長寿医療制度)が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月に**すべての方へ「保険料額決定** 通知書」を送付します。

## 保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、 通称を「長寿医療制度」にしました。なお、正式な名称は 「後期高齢者医療制度」のままで変わりはありません。

### 1 年金から差し引かれて納める

原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が差し引かれます。

### 2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、町から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変 更することもできます。

- 年金の年額が18万円未満の方
- 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上 になる方(複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該 当することがあります。)

既に年金から 差し引かれて いる方

これからも年金からお支払いいただきます。

#### 年金の年額が18万円未満の方

介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上に なる方

納付書または口座振替で納めていただきます。

まだ年金から 差し引かれて いない方

被用者保険とは、

政府管掌健康保険や 組合管掌健康保険、

## 被用者保険 の被保険者(本人)だった方

10月に支給される年金から差し引きが始まります。

4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。 または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

## 被用者保険 の被扶養者だった方

10月に支給される年金から差し引きが始まります。

4月から9月までの保険料は、かかりません。

注)被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴 収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、役場住民 課までお問い合わせください。

または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

共済組合など、いわ ゆるサラリーマンの 健康のことです。市 町村の国民健康保険 や国民健康保険組合 は含まれません。

4月2日以降 に加入した方

年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていた だきます。

注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳 しくは、役場住民課までお問い合わせください。

または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。



#### 健康診査のお知らせ

これまで75歳以上の方に基本健康診査を実施しておりましたが、後期高齢者医療では、特定健康 診査を実施いたします。実施医療機関は町立病院で実施いたしますが、申込が必要です。対象とな る方は、今年75歳になる方以上の町民の方全てが受けられます。詳しくは、役場住民課までお問い 合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 和寒町役場住民課保険医療係

TEL 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1 TEL 0 1 6 5 - 3 2 - 2 4 2 1